

【高知県立高知海洋高等学校】部活動【運動部・文化部等】に係る活動方針

| 学校教育目標 | | | | | | | |
|---|--|---------------|---|---------------|--|-------------|-------------|
| 海洋高校ならではの恵まれた施設や環境を活用し、知識、技術習得の教育実践をとおして、豊かな人間性を育て、生徒自らが社会に貢献したいと思うような人材の育成をめざす。 | | | | | | | |
| 部活動の活動方針 | | | | | | | |
| 生徒の文化的教養並びに体育・スポーツの発展と、個人の趣味、特技を深めると共に、団体生活を通じて共同の精神を養い、より一層学園生活を明るくすることができるよう、定めるものとする。 | | | | | | | |
| 基本的事項 | | | | | | | |
| ①運営に関する事 | | | | | | | |
| <p>(1) 部活動の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の定める部活動とは部と同好会・研究会の総称とする。 <p>(2) 部活動審議委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動審議委員会（以下、部活審という。）は、次のことについて審議する。 <ul style="list-style-type: none"> ①部活動の運営に関する事 ②行事・競技会及び遠征・合宿等に関する事 ③旅費等支給に関する事 ④その他校長が必要と認めること ・部活審は次の委員で構成する。 <ul style="list-style-type: none"> ①校長 ②教頭 ③事務長 ④主幹教諭 ⑤生徒指導部長 ・校長を部活審の委員長とし、教頭が会議を招集し、議事を進行する。なお、必要に応じて関係者の参加を要請することができるものとする。 <p>(3) 部活動顧問及び部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問は、複数置くことができる。部長は、部の運営を総括する。 ・生徒指導部長は、部活動の指導業務を総括する。 ・顧問及び部長は、校長が任命をし、職員会で確認する、 | | | | | | | |
| ②活動に関する事 | | | | | | | |
| <p>(1) 部室及び施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部室及び施設の割り振りについては、年度当初の協議により決定する。 ・部室は常に整理整頓に心がけ、部関係者以外の生徒の利用や部活動に関係のない用具等は一切置かないこと。 ・部室の使用は、部活動時のみとし、原則として朝のホームまでと、放課後以降とする。 ・特別の事情により入室しなければならない場合は、関係教職員の許可を得ること。 ・部室を使用する際は、顧問及び部長の指導のもと、盗難防止に万全を期すこと。 <p>(2) 行事・競技会及び遠征合宿等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事又は競技会等に参加する場合には、出発1週間前までに「行事・競技会等への参加願」および「参加承諾書」を教頭に提出して、校長の承認を得ること。ただし、授業及び行事等の学校教育活動に支障がある場合には、原則として承認しない。 ・学校内外で合宿を行う場合には、長期休業中のみ許可をする。ただし、校長が特に必要と認めた場合には許可をする。 ・遠征又は合宿を実施する場合には、出発1週間前までに「合宿（合同練習）参加願」および「参加承諾書」を教頭に提出し、校長の承認を得ること。ただし、授業及び行事等の学校教育活動に支障がある場合には、原則として承認しない。 ・行事・競技会等において宿泊を伴うもの及び遠征又は合宿には、必ず「参加承諾書」を事前に提出するものとする。 ・生徒が、各種大会又は行事に授業を「忌引き」扱いで参加する場合は、エントリー又は必要最低人数とする。ただし、顧問又は引率教員から申し出があった場合には、部活審で協議し、校長の許可を得ること。 ・遠征・対外試合及び合宿等において、引率教員又は顧問の自家用車に生徒を乗せて移動する場合には、「私有車使用登録簿」及び「私有車使用承認申請書」を必ず提出すること。なお、「私有車使用承認申請書」については、その都度提出すること。 ・遠征・対外試合及び合宿の責任者は当該部活動の顧問又は部長とし、教員は常に指導に従事すること。 ・本校を利用して他校の生徒等と合同で練習や合宿等を行う場合には、事前に校長の承認を得ること。 ・遠征又は合宿の回数及び期間等は、生徒の健康や安全に十分留意するとともに、学業に支障のない範囲で実施すること。 | | | | | | | |
| ③活動時間に関する事 | | | | | | | |
| <p>(1) 活動日と休養日の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〈活動日〉平日の活動は週4日、休日の活動は土日のどちらか1日とする。 ・〈休養日〉部の諸事情を考慮しながら、部ごとに週2日以上以上の休養日を設ける。 <p>(2) 活動時間の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〈平日〉2時間程度 ・〈週末〉3時間程度 ・〈長期休業中のシーズンオフ〉 春季： 2日、 夏季： 5日、 冬季： 5日 を基準とする。 ・〈定期考査期間及び発表期間中の活動〉次のとおり部活審で審議し、校長の承認を得るものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定期考査期間及び発表期間中の活動（個人の自主練習を含む）を禁止し、生徒は試験学習に励み、顧問はこの期間を休養に充てる。ただし、考査終了後15日以内に大会等が開催される場合に限り、校長が承認した場合には、2時間程度の練習を許可する。定期考査期間中の休日の活動時間は特別な場合を除いて3時間程度とする。 (2) 定期考査期間及び発表期間中の大会等の参加は、校長の承認が得られた場合に許可する。 | | | | | | | |
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 活動開始時刻 | 16:00 | 16:00 | — | 16:00 | 16:00 | 9:00か13:00 | 9:00か13:00 |
| 活動終了時刻 | 18:00 | 18:00 | — | 18:00 | 18:00 | 12:00か16:00 | 12:00か16:00 |
| 下校完了時刻 | 夏18:30 冬18:00 | 夏18:30 冬18:00 | — | 夏18:30 冬18:00 | 夏18:30 冬18:00 | 13:00か17:00 | 13:00か17:00 |
| 備考 | ※原則として職員会がある水曜日は休養日とする。 | | | | | | |
| 評価と改善（上記①～③） | | | | | | | |
| ①運営 ②活動 ③活動時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・設定とおりに実施できたか。 ・特に実施できていなかった部活動は、何部だったか。 ・考えられる、実施できなかった要因は何か。 | | | | ①運営、②活動、③活動時間について、部活動顧問会議及び職員会議で、次年度計画の再考。 | | |